

# 宇都宮大学農学部附属演習林 生物多様性管理指針 (改訂版)

(平成18年4月策定 演習林研究部)

平成31年4月改定

本指針は、宇都宮大学農学部附属演習林の森林管理に適用するとともに、演習林の教職員、森林科学科の教員、学生をはじめ、演習林を利用する関係者に周知徹底するものとする。

## 1 指針

---

本学演習林では我が国が批准する生物多様性に関する条約(CBD)の目的である(1)生物多様性の保全、(2)生物多様性の構成要素の持続可能な利用、(3)遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分、について趣旨を尊重し、関連して定められる法律、制度を遵守して森林管理を実施することとする。また、生物多様性基本法の基本原則である生物多様性の保全と持続可能な利用をバランスよく推進することを目指し、長期的な観点から予防的順応的な森林管理を実践することを指針とする。

## 2 モニタリング

---

本学演習林では、地形、地質、植物群落(植生)、シダ植物、種子植物、蘚苔類、藻類、地衣類、菌類、変形菌類、哺乳類、鳥類、両生類、爬虫類、魚類、貝類、昆虫、土壤動物等を対象としたモニタリング調査を適時実施し、その結果を必要に応じて演習林報告等で公開する。また、入山者に対して野生動植物自体もしくは痕跡について発見した場合に報告することを依頼し、日常的に情報の集積を行う。

## 3 管理基準

---

- ・地域における土地と人との営みを基盤とするランドスケープ管理を踏まえ、適正な林分配置を達成するために適宜遺伝子保存林、学術参考林、見本林、広葉樹保残帯等を設定し管理する。
- ・施業対象地が溪流、池、湿地等の水辺となる場合、**及び尾根筋の広葉樹保残帯等**には、その周囲20m程度をバッファゾーンとし、モニタリングを実施の上、必要に応じて溪畔林、湖畔林を設定し管理する。
- ・絶滅危惧Ⅰ類、Ⅱ類、準絶滅危惧に属する種に関しては別途定める対象種リストを基にモニタリング結果を踏まえて、必要に応じた保全対策を立案し管理する。
- ・外来種導入については生態系への影響を検討し、導入の際にはモニタリングを実施の上、適正に管理する。
- ・森林の獣害、病害、虫害に関しては関連する法律に基づき管理計画に則り適正に対応、管理する。